改 正 後	改 正 前
第一章 総則(第一条—第五条) 目次	第一章 総則(第一条—第八条) 目次
人クローン胚の	人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人
[節を削る。]	条) 第一節 人クローン胚の作成の要件に関する事項(第九条―第十一
[節を削る。]	11.17 第一1.17 第二節 人クローン胚の譲受その他の取扱いの要件に関する事項(第二年 条)
[節を削る。]	(第十四条) 第三節 人クローン胚の取扱いに関して配慮すべき手続に関する事項 十二条・第十三条)
第三章 動物性集合胚の取扱い (第十二条—第十六条)	物性集合胚の取扱い
「食を肖る」	条)
「節を削る。」	動
「節を削る。」	(第十八条) 第三節 動物性集合胚の取扱いに関して配慮すべき手続に関する事項
附則	附則
第一章 総則	第一章 総則
(定義)	(定義)
[略]	同上
	[号を加える。]
定胚の取扱いを行う者から報告を受け、当該特定胚の取扱いを行う者とともに、当該特定胚の取扱いの進捗状況及び結果について、当該特るかどうかについて、倫理的観点及び科学的観点から調査審議を行う	
に意見を述べる組織をいう。	

6561					hoho	hoha	lote
第五条 [略]	[条を削る。]	[条を削る。]		[条を削る。]	第四条 特定胚の輸出入)	第三条 [略]	(作成できるE
					特定胚の輸出及び輸入は、当分の間、行わないものとする。胚の輸出入)		看胚の胚性細胞とが集合して一体となった胚に限る。以下同じ。) に限精胚の胚性細胞とが集合して一体となった胚に限る。以下同じ。) に限ローン胚及び動物性集合胚(一以上の動物胚とヒトの体細胞又はヒト受二条 特定胚のうち作成することができる胚の種類は、当分の間、人ク(作成できる胚の種類の限定)
第八条 [同上]	胎内に移植してはならないものとする。第七条 法第三条に規定する胚以外の特定胚は、当分の間、人又は動物の(特定胚の胎内移植の禁止)	第六条 特定胚の輸出は、当分の間、行わないものとする。(特定胚の輸出)	、その凍結保存期間は、経過期間に算入しない。 項ただし書に規定する特定胚に凍結保存されている期間がある場という。)内に原始線条が現れない特定胚については、経過日以おいて「経過日」という。)までの期間(次項において「経過おいて「経過日」という。)までの期間(次項において「経過をの取扱れるまでの期間に限り、行うことができるものとする。及び中胚葉が発生する部分となるものをいう。以下この項におい及び中胚葉が発生する部分となるものをいう。以下この項におい	線条(胚の発生の過程で胚の中央部に現れる線状のくぼみであって、内第五条 特定胚の作成又は譲受後の取扱いは、当該特定胚の作成から原始(特定胚の取扱期間)	第四条 特定胚の輸入は、当分の間、行わないものとする。(特定胚の輸入)	第三条 [同上]	ローン胚及び動物性集合胚に限るものとする。 第二条 特定胚のうち作成することができる胚の種類は、当分の間、人ク(作成できる胚の種類の限定)

第二章 [節を削る。] 人クロー ン胚の取扱い

(人クロ ーン胚の作成の要件)

第六条 略

第七条 略

(体細胞の提供者等の同意)

第八条 替えるものとする。 あるのは 提供を受ける場合には、 医療機関」とあるのは「体細胞提供機関」と、 場合において、 のとする」とあるのは に掲げる体細胞であって、 」とあるのは「確認するものとする。 前条の規定は、 「当該体細胞提供機関が提供者等に対し」と、 前条中「未受精卵等」とあるのは 体細胞の提供者等の同意について準用する。 「説明を行うことを確認するものとする」と読み この限りでない。」と、 当該体細胞の提供者に係る情報がないものの 。 ただし、 「提供者等に対し」と 「体細胞」と、「提供 第六条第六項第二号 「確認するものとす 「説明を行うも この 第十

2 ほか、 ものとする。 意を得る場合には、あらかじめ、当該体細胞提供機関が提供者等に対 し、次に掲げる事項について書面を交付し、 前項の規定により読み替えて準用する前条第二項各号に掲げるものの 人クローン胚作成者は、体細胞提供機関が体細胞の提供者等の同 説明を行うことを確認する

的影響及び当該身体的影響が生じた場合の補償 胞 第六条第六項第三号に掲げる体細胞の提供を受ける場合には、体細 の採取の方法、並びに採取に伴い提供者が受ける可能性がある身体

3

(人クローン胚の譲受の要件 節を削る。]

> 第二章 人クローン胚の取扱

人クロ] ン胚の作成の要件に関する事項

(人クロ ーン胚の 作成に関する要件

第九条 同上

同上

(体細胞の提供者等の同意)

替えるものとする。 のとする」とあるのは「説明を行うことを確認するものとする」と読み あるのは 提供を受ける場合には、この限りでない。」と、 に掲げる体細胞であって、 る。」とあるのは「確認するものとする。ただし、 供医療機関」とあるのは の場合において、 一条 前条の規定は、 「当該体細胞提供機関が提供者等に対し」と、 前条中「未受精卵等」とあるのは 体細胞の提供者等の同意について準用する。 「体細胞提供機関」と、 当該体細胞の提供者に係る情報がないものの 「提供者等に対し」と 第九条第六項第二号 「確認するものとす 「体細胞」と、 「説明を行うも

2 ものとする。 し、次に掲げる事項について書面を交付し、 意を得る場合には、あらかじめ、 ほか、人クローン胚作成者は、体細胞提供機関が体細胞の提供者等の同 前項の規定により読み替えて準用する前条第二項各号に掲げるもの 当該体細胞提供機関が提供者等に対 説明を行うことを確認する

同上

的影響及び当該身体的影響が生じた場合の補償 胞の採取の方法、並びに採取に伴い提供者が受ける可能性がある身体 第九条第六項第三号に掲げる体細胞の提供を受ける場合には、 体細

3 同上

(人クロー ン胚の譲受の要件) 人クロ ン胚の譲受その他の取扱いの要件に関する事項

4 9 扱うものとする。 第十一条 2 3 第十条 作成後又は譲受後の人クローン胚は、当該人クローン胚の作成か る場合には、その凍結保存期間は、 おいて「経過期間」 ら原始線条(胚の発生の過程で胚の中央部に現れる線状のくぼみであっ 三~六 人クローン胚を取り扱おうとする者(以下「人クローン胚取扱者」とい する日(以下この項において とする。 おいて同じ。)が現れるまでの期間に限り、 (作成後又は譲受後の人クローン胚の取扱いの要件) 人クローン胚は、 (倫理審査委員会への意見の聴取 実績を有すること。 たし、かつ、 前項ただし書に規定する人クローン胚に凍結保存されている期間があ 体細胞を用いて作成した人クローン胚からヒトのES細胞を作成した を譲り受けようとする場合には、 人クローン胚の譲受後の取扱いが第六条第一項に規定する要件を満 内胚葉及び中胚葉が発生する部分となるものをいう。以下この項に 譲り受けようとする場合には、同条同項第一号又は第二号に掲げる第六条第六項第三号に掲げる体細胞を用いて作成した人クローン胚 経過日以後は 行うことができるものとする。 人クローン胚の譲受は、次に掲げる要件のすべてを満たす場合に|第十二条 略 人クローン胚を作成し、又は譲り受け、及びこれらの行為後に _節を削る。 ただし、 [略] 同条第二項に規定する研究を目的とすること。 人クローン胚を作成した日から起算して十四日を経過 取り扱ってはならないものとする。 当該胚を作成し、 という。 「経過日」という。 内に原始線条が現れない特定胚について 経過期間に算入しない。 又は譲り受けた建物内において取 取り扱うことができるもの までの期間 第十四条 2 第十三条 [項を加える。] [項を加える。] 八·九 二 人クローン胚の譲受後の取扱いが第九条第一項に規定する要件を満 人クローン胚を取り扱おうとする者(以下「人クローン胚取扱者」とい • 3∥ 三~六 に限り、行うことができるものとする。 いて取り扱うものとする。 (人クロー (倫理審査委員会への意見の聴取) たし、かつ、 実績を有すること。 体細胞を用いて作成した人クローン胚からヒトのES細胞を作成した を譲り受けようとする場合には、 第九条第六項第三号に掲げる体細胞を用いて作成した人クローン胚 同上 第三節 人クローン胚を作成し、又は譲り受け、及びこれらの行為後に 人クローン胚の譲受は、次に掲げる要件のすべてを満たす場合 人クローン胚は、 同上 同上 同上 ン胚の作成後又は譲受後の取扱いに関する要件 同条第二項に規定する研究を目的とすること。 人クローン胚の取扱いに関して配慮すべき手続に関する 当該胚を作成し、 同条同項第一号又は第二号に掲げる 又は譲り受けた建物内に お

部科学大臣への届出を行う前に、 う。)は、当該人クローン胚の取扱いについて、法第六条に規定する文 された倫理審査委員会の意見を聴くものとする。 (人クローン胚取扱者が法人である場合には、 人クロ ン胚 当該法人) 取 扱者の所属する機関 によって設置

動物性集合胚の取扱い

[節を削る。]

(動物性集合胚の作成の要件)

第十二条動物性集合胚の作成は、 行うことができるものとする。 次に掲げる要件を満たす場合に限り、

知見が得られること。 動物性集合胚を用いない研究によっては得ることができない科学的

という。)が動物性集合胚を取り扱う研究を行うに足りる技術的能力 を有すること。 動物性集合胚を作成しようとする者(以下「動物性集合胚作成者」

[項を削る。]

[項を削る。

第十三条 略

[節を削る。]

(動物性集合胚の譲受の要件)

第十四条 に限り、行うことができるものとする。 動物性集合胚の譲受は、 次に掲げる要件のすべてを満たす場合

略

から報告を受け、 胚の取扱いの進捗状況及び結果につい 会 部科学大臣への届出を行う前に、 う。) は、当該人クローン胚の取扱いについて、法第六条に規定する文 る機関 て設置されるものをいう。)の意見を聴くものとする。 (特定胚 第十八条において同じ。 倫理的観点及び科学的観点から調査審議を行うとともに、 (人クロー の取扱い ン胚取扱者が法人である場合には、 当該特定胚の取扱いを行う者に意見を述べる組織をい が この 指針の規定に適合して であって 機関内倫理審查委員会 7 当該特定胚の取扱いを行う者 ヘクロー いるかどうかについ 当該法人) 胚取扱者の (倫理審查委員 当該特定 が所属す によっ

動物性集合胚の取扱い

第一節 動物性集合胚の作成の要件に関する事項

(動物性集合胚の作成の要件)

第十五条 行うことができるものとする。 動物性集合胚の作成は、 次に掲げる要件を満たす場合に限り、

- い研究によっては得ることができない科学的知見が得られること。 動物の胚又は細胞のみを用いた研究その他の動物性集合胚を用い
- 行うに足りる技術的能力を有すること。 動物性集合胚作成者」という。)が動物性集合胚を取り扱う研究を 動物性集合胚を作成しようとする者(以下この条及び次条において

2 胞からなる臓器の作成に関する基礎的研究に限るものとする。 動物性集合胚の作成の目的は、ヒトに移植することが可能なヒトの 細

ならないものとする。 動物性集合胚作成者は、 動物性集合胚の作成に未受精卵等を用いては

3

第十六条 同上

第二節 動物性集合胚の譲受の要件に関する事項

(動物性集合胚の譲受の要件)

第十七条 に限り、行うことができるものとする。 動物性集合胚の譲受は、 次に掲げる要件のすべてを満たす場合

同上

[号を削る。]

略

(作成後又は譲受後の動物性集合胚の取扱いの要件)

第十五条 作成後又は譲受後の動物性集合胚は、次に掲げる要件を満たす

場合に限り、 取り扱うことができるものとする。

動物性集合胚を人の胎内に移植しないこと。

第十二条第一号に規定する要件を満たしていること。

殖細胞と他の生殖細胞とを受精させないこと。 動物性集合胚を用いてヒトの生殖細胞を作成した場合には 当該生

兀 から交雑個体又は交雑個体に類する個体の生成を防止するための必要 動物性集合胚を動物の胎内に移植する場合には、 当該動物 性 集合胚

五. 作り出した場合には 物性集合胚を動物の 当該個体と他の個体とを交配させないこと。 胎内に移植し、 当該動物性集合胚から個体を

な措置を講じること。

節を削る。

〈倫理審査委員会への意見の聴取

第十六条 ものとする。 の条において同じ。)によって設置された倫理審査委員会の意見を聴く る機関(動物性集合胚取扱者が法人である場合には、当該法人。以下こ 定する文部科学大臣への届出を行う前に、動物性集合胚取扱者の所属す 者」という。)は、当該動物性集合胚の取扱いについて、法第六条に規 特定胚を取り扱おうとする者(以下この条において「動物性集合胚取扱 動物性集合胚を作成し、又は譲り受け、及びこれらの行為後に

2 はその所属する機関に倫理審査委員会が設置されていないときは、当該 査委員会の意見を聴くことをもって、 物性集合胚取扱者は、 前項の場合において、 次のいずれかの機関によって設置された倫理審 動物性集合胚取扱者が機関に所属しないとき又 同項の規定による意見の聴取に代

> 三|| |-||四|| 要件を満たし、 動物性集合胚の譲受後の取扱いが第十五条第一項第一号に規定する 同上 かつ、 同条第二項に規定する研究を目的とすること。

[条を加える。]

第三節 事項 動物性集合胚の取扱いに関 して配慮すべき手続に関する

第十八条 意見を聴くものとする。 じ。)によって設置されるものをいう。 胚取扱者が法人である場合には、 審査委員会であって、 定する文部科学大臣への届出を行う前に、 者」という。)は、当該動物性集合胚の取扱いについて、 特定胚を取り扱おうとする者(以下この条において「動物性集合胚取扱 (倫理審査委員会への意見の聴取) 動物性集合胚を作成し、又は譲り受け、及びこれらの行為後に 動物性集合胚取扱者の所属する機関 当該法人。 以下この条において同じ。 機関内倫理審査委員会(倫理 以下この条において同 法第六条に規 (動物性集合 <u></u>の

2 は、 はその所属する機関に機関内倫理審査委員会が設置されていないとき た倫理審査委員会の意見を聴くことをもって、 前項の場合において、 当該動物性集合胚取扱者は、 動物性集合胚取扱者が機関に所属しないとき又 次のいずれかの機関によって設置され 同項の規定による意見の